

『国内の難民及び難民認定申請者庇護政策における多様な実施団体による ODA の活用についての提案』

ODA 予算である難民認定申請者向けの保護措置は、難民等救援業務の一つである難民認定申請者保護事業として、難民認定申請者のうち、衣食住に欠ける等、生活困窮の度合いが高く保護を必要とすると認められる者（以下「保護措置対象者」という。）に対し、生活費、住居費、医療費等（以下「保護費」という。）の支給を行っている。また、保護措置対象者のうち、直ちに住居を確保する必要がある者については、居住専用の緊急宿泊施設支援が行われている。

1. 国内の難民認定申請者の保護活動分野に長けている多様な支援団体が難民認定申請者保護事業に参画できることで、支援内容の質の向上が見込まれる。

2. 2010年以降、保護措置の対象を制限し、予算が減額されてきたことで、支援を受けることができない難民認定申請者への支援を NGO が自主財源で補っている。保護措置の増額をすることで、自主財源などで NGO が行ってきた支援活動に ODA を活用する可能性が高まり、結果的には国際協力 NGO の強化にもつながる。

この難民等救援業務（委託費）は、難民認定申請者保護事業（保護費支給及び緊急宿泊施設の提供・管理）、条約難民<sup>1</sup>やインドシナ難民、難民認定申請者などへの難民相談事業など複数の内容が一体となった企画競争入札事業である。一方で、難民等救援業務（委託費）は、過去の行政事業レビューで一者応札や競争性の問題が指摘されている。その一因に定住支援と難民認定申請者支援を一つの委託事業としていることがある。以下に挙げるような入札制度の改革によって、国内の難民支援に取り組む様々な NGO 等が事業に参画することが可能になり、それぞれの得意分野を活かした質の高い人道支援につながると考えられる。

例えば、

- ・条約難民やインドシナ難民などの定住支援と、難民認定申請者への支援とで切り分ける。
- ・保護費の支給、難民相談事業、緊急宿泊施設の提供・管理と、内容ごとに切り分ける。
- ・複数の地域で活動する NGO の共同入札を可能にする。

また、保護費は、2017年に、新規難民認定申請者のうちの0.018%にあたる362人に支給され、直接支給された金額は約1億3千万円で、OECD加盟国の中でも非常に低い比率である。さらに、保護措置対象者への緊急宿泊施設の支援対象となったのは25人のみであった。同年に難民支援協会を生活相談で来訪した者の数は、年間約700人で、生活困窮者やホームレスの難民認定申請者に対して、個別相談や食料支援などを行っている。また、当団体のリソースの限界から特に優先する必要があった57人に住居提供を実施した。上記の入札制度の改革と同時に保護費の増額が欠かせない。なぜなら、多くのOECD加盟国ではODAを活用した支援がなされているのに、日本ではNGOが他の財源を探したり自主財源より困窮する難民認定申請者を何とか支えているからである。当団体の経験から言える具体的な額として、ODA予算に編成されるべきである約700人の保護費受給を見込んだ2億6千万円の確保を提案する。本数字は保護費受給者数678人であった2010年当時の執行額2億7千万円に近く<sup>2</sup>、難民認定申請者が増加している中で必要な額を十分反映しているかは疑問であるが、過去の実績に近いという点では次年度予算に向けた現実的な増額である。更に、約80人以上<sup>3</sup>への住居提供のための資金についても、ODA予算に編成されるべきである。この保護費の増額は、自主財源などでNGOが行ってきた支援活動にODAを活用できる可能性が高まり、国際協力NGOの強化も後押しすることになる。

<sup>1</sup> 難民条約締約に伴い、日本に在留する外国人で出入国管理及び難民認定法第61条の2第1項の難民の認定を受けている者。

<sup>2</sup> 保護費の予算額は2010年をピークに年々減少している。

<sup>3</sup> 2016年から2017年にかけて、政府および難民支援協会(JAR)による緊急宿泊施設やシェルターの支援数は合計約80人である。JAR以外の民間団体によるシェルター支援も各地域で実施されている。